

【資料1】

県議会電波媒体メディアミックス業務委託に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する県議会電波媒体メディアミックス業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託の名称等

- (1) 委託の名称 県議会電波媒体メディアミックス業務委託
- (2) 業務の仕様等 【資料2】県議会電波媒体メディアミックス業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託額の上限 委託額 6,560,400円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和6年12月25日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和7年1月9日（木）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答（最終） 令和7年1月14日（火）午後5時まで
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和7年1月15日（水）午後5時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和7年1月20日（月）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和7年1月22日（水）午後5時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和7年1月23日（木）午後5時まで
- (8) 審査日（プレゼンテーション） 令和7年1月29日（水）午後（予定）
- (9) 契約締結予定 令和7年2月中旬

3 参加資格

本業務委託に係る企画提案競技に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、かつ秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 単独企業による参加

- ア 秋田県内に本社、支社、又は営業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者であること。

- エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- オ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第1号に掲げる暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- カ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- キ 本業務の実施について、県の求めに応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。

(2) 共同企業体による参加

- ア 共同企業体を構成するもののうちいずれかが(1)のアの要件を満たしていること。
- イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)のイ～キの要件を満たしていること。
※共同企業体の代表者は、(1)のアを満たす構成員とする。また、共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての本企画提案競技への参加を不可とする。

4 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に質問がある場合は、次のとおり書類を提出して質問すること（電話による質問は受け付けない）。

(1) 提出書類

【様式1】実施要領等に関する質問票を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年1月9日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールにより「11 書類提出及び問合せ先」へ提出すること。

(4) 回答方法

令和7年1月14日（火）午後5時までに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に質問及び回答を掲載する。

5 参加資格の確認

本業務に関する企画提案協議に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出して申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ・【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
- ・【様式3】会社（団体）概要
- ・【様式4】提出票

(2) 提出期限

令和7年1月15日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メール（いずれも提出期限内必着）により「書類提出及び問合せ先」へ提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便にて提出すること。

電子メールで提出を受けた場合は、県議会事務局（政務調査課 調査広報チーム）より、受領を確認した旨のメールを送信する。受領確認のメールが届かない場合は「11 書類提出及び問合せ先」へ電話で連絡すること。

(4) 確認結果の通知

令和7年1月20日（月）までに電子メールで通知する。

(5) 留意事項

ア 書類提出後の訂正及び変更は認めない。

イ 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

ウ 提出期限までに書類を提出しない者は、参加資格を失う。

エ 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失う。

オ 都合により辞退する場合には、【様式7】企画提案競技参加辞退届を提出すること。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、次のとおり書面（任意様式）にて、参加資格が認められない理由の説明を求めることができる。

①提出期限

参加資格の確認結果通知後から令和7年1月22日（水）午後5時までとする。

②提出方法

持参又は郵送（いずれも提出期限内必着）により、「11 書類提出及び問合せ先」へ提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便にて提出すること。

③回答方法

秋田県知事は、書面を受理してから7日以内に、説明を求めた者に対し、書面（郵送）にて回答する。

6 共同企業体の取扱い

共同企業体で参加申請する場合は、次のとおりとすること。

(1) 共同企業体には、「3 参加資格」（以下「参加資格」という。）(1) アに該当する者を1以上含むものとし、また、全ての構成員が参加資格(1) イ～キを満たす者であること。

(2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、重複して、単独で、又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。

(3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。

(4) 各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。

(5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口

座を定めること。

(6)「5 参加資格の確認」において、【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書及び【様式4】提出票については、共同企業体を代表して代表者が提出すること。また、【様式3】会社（団体）概要については、構成員全員分を提出すること。

(7)「5 参加資格の確認」の提出書類のほか、次の書類を郵送又は持参により提出すること。

- ・【様式5】共同企業体結成届
- ・【様式6】共同企業体協定書

7 企画提案書等の提出

「5 参加資格の確認」により参加資格があることの確認を得た者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意）

- ・提出部数は正本1部、副本4部とする。
- ・正本には、実施体制等が詳しく分かるよう、事業者名、代表者名、担当者名等、必要な情報を記載すること。
- ・副本には、参加者の特定につながる文字、記号等の情報を一切記載せず、次の記載例のような表現を行うこと。

＜記載例＞ A社、B社、担当者a、責任者b

- ・副本のうち1部はクリップで留めたものを提出すること。
- ・サイズ及び向きはA4タテ、左綴じとする。
- ・仕様書（資料2）の内容を十分に確認し、作成すること。
- ・提案は1案のみとする（複数の提案は不可）。
- ・企画提案書には次の事項を記載すること。

ア テレビ広報番組

番組の内容（番組名、構成等）

※番組の内容を具体的にイメージできるよう、提案内容に応じ、番組の特徴（出演者、使用する音楽、進行方法、企画コーナーのタイトル名、フリップ・テロップの表示例など）を詳しく示すこと。

イ テレビCM用動画

CM用動画の内容（構成等）

※CM用動画の内容を具体的にイメージできるよう、提案内容に応じ、CMの特徴（出演者、使用する音楽、イラストなど）を詳しく示すこと。

ウ YouTube 広告等

（ア）広告の種類及び効果

（イ）広告表示回数と動画総視聴回数の目標値

（ウ）（イ）の目標を達成するような出稿回数

（エ）その他、提案事項がある場合はその提案内容

エ 業務の実施体制と実施スケジュール

(ア) 実施体制に係る体系図

※業務遂行に係る管理部門と制作部門との関係性を明らかにすること。

※共同企業体を組む場合は、共同で業務を実施する体制を示すこと。

※再委託を行う予定の場合は、実施体制の中に再委託を行う業務内容（予定）を記載すること。

(イ) 制作内容の確認やスケジュール管理の方法

※制作内容の整合性をどのように確認し、スケジュールをどのように管理していくのかを明示すること。

③見積書

- ・企画提案の内容を実現するための費用を明らかにした見積書を1部提出すること。
- ・見積書には、内訳を示すこと。
- ・消費税額及び地方消費税額を含む総額を記載し、総額は、1（4）の委託額の上限に定める委託額を超えない範囲とすること。
- ・宛先は、「秋田県知事 佐竹 敬久」宛てとすること

④（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料 各1部

ア 令和5年及び令和4年における次表の区分a～dのいずれかの書類

算出方法	区 分	提 出 書 類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	a 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	b 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	c 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	d 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

イ 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）

⑤（女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合）女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料 各1部

※加点措置の詳細については、【資料4】県議会電波媒体メディアミックス業務委託企画提案競技審査基準及び企画提案競技審査票により確認すること。

ア （従業員数100人以下の企業に限る）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（労働局の受付印が押印されたもの）

イ 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し

ウ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、

ユースエール) に関する認定通知書の写し

エ 秋田県知事表彰(女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し(写真可)

(2) 提出期限

令和7年1月23日(木)午後5時までとする。

なお、提出後の訂正及び変更は認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれも提出期限内必着)により、「11 書類提出及び問合せ先」へ提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便にて提出すること。

(4) 提出に係る留意事項

次の点に留意すること。

- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとみなす。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。
- ・企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ・参加者が企画提案競技に要した経費は、全て参加者の負担とする。
- ・参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ・企画提案書の内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(5) 企画提案の無効

次の①～③のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

8 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

【資料3】審査委員会設置要領、【資料4】県議会電波媒体メディアミックス業務委託企画提案競技審査基準に基づき、審査を行う。

ア 審査会開催日

令和7年1月29日(水)午後(予定)

※プレゼンテーションの正式な日時及び開催場所等詳細については、別途参加者に通知する。

イ 審査方法

(ア) 参加者によるプレゼンテーション(説明15分、質疑20分)により実施する。

- (イ) 審査の公正を期するため、審査委員が参加者（事業者・団体）を特定できないよう、参加者名は伏せて審査を行う。
- (ウ) プレゼンテーションの実施においては、事務局でパソコン、大型ディスプレイを準備する。
- (エ) 企画提案書に基づくスライドや動画を使用することも可能とする。それ以外の追加資料は認めない。
なお、持参したパソコンの使用を認めるが、その際はあらかじめ事務局に伝えること。
- (オ) 企画提案の実施に要する費用の総額（見積額）が委託上限額を上回った場合には、審査の対象外とする。

ウ 選定

企画提案書及びプレゼンテーションを評価し、第1順位者を受託候補者として選定する。

エ 結果通知

審査会終了後、速やかに電子メールで通知する。なお、審査結果は後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

オ その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次順位者と契約の交渉を行う。

(2) 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に県に対して書面（任意様式）により申立てすることができる。この際の手続きの提出先は、「11 書類提出及び問合せ先」とする。

9 契約に関する事項

(1) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(2) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(3) 選定の取消し等

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(4) 使用言語等

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(5) 契約書（予定）

契約書は、「県議会電波媒体メディアミックス業務委託契約書（案）」（参考資料）のとおりにする予定である。

10 公正な企画提案競技の確保

次の点に留意すること。

- (1) 参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 書類提出及び問合せ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県議会事務局政務調査課 調査広報チーム（秋田県庁議会棟1階）

電 話 018-860-2087 FAX 018-860-2108

メールアドレス kengikai@mail2.pref.akita.jp